

## 2021年度シニアリーグ戦要項

- 大会名 三重県シニアサッカーリーグ戦  
主催 三重県サッカー協会シニア委員会  
主管 シニア委員会県リーグ運営理事会  
運営方法
- ・40リーグ:1回戦総当り
  - ・50リーグ:2回戦総当り
  - ・60リーグ:5回戦総当り
  - ・70対抗戦:8回戦
  - ・リーグ戦、対抗戦の勝ち点  
勝ち:3点 引き分け:1点 負け:0点
  - ・リーグ戦、対抗戦の順位決定方法
    1. 勝ち点の多い順
    2. 得失点差の多い順
    3. 総得点の多い順
    4. 対戦成績で勝チーム
    5. 累計警告ポイントが少ないチーム  
イエロー:1点 レッドカード:3点
    6. 決定方法5までに順位が決まらない場合は、抽選で決定する
- 競技規則 公益財団法人日本サッカー協会の競技規則(新ルール)による
1. 試合時間
    - ・40リーグ 50分<25 - 5 - 25>ゲームとする
    - ・50リーグ 50分<25 - 5 - 25>ゲームとする
    - ・60リーグ 50分<25 - 5 - 25>ゲームとする
    - ・70対抗戦 40分<20 - 10 - 20>ゲームとする
  2. 選手交代  
交代の人数制限は無い(一度退いた競技者も再び出場できる)
  3. 反則行為
    - ・退場(レッドカード)を命じられた選手は、次の1試合に出場する事が出来ない  
但し、暴力行為・相手に対する差別発言・ラフプレー等による退場は  
シニア委員会内リーグ運営理事会にて出場停止日数を決定する
    - ・同一試合で2回警告を受けた選手は、次の1試合に出場する事が出来ない
    - ・リーグ期間中2回警告を受けた選手は、次節の試合に出場する事が出来ない
- 参加資格
- ・40リーグ:40歳以上(1982年4月1日までに生まれた選手であること)
  - ・50リーグ:50歳以上(1972年4月1日までに生まれた選手であること)
  - ・60リーグ:60歳以上(1962年4月1日までに生まれた選手であること)
  - ・70対抗戦:70歳以上(1952年4月1日までに生まれた選手であること)
  - ・リーグ戦、対抗戦共にアンダー枠は採用しない
  - ・日本サッカー協会チーム登録種別(シニア)登録選手であること
  - ・1種登録者県外登録者については人数制限1名(常時出場)とする
- 選手登録
1. シーズン中の追加登録については、日本サッカー協会登録承認後、リーグ運営理事会にシニアリーグ選手登録書にて追加報告し承認された時点から選手として活動できる
  2. シーズン中の選手移籍については、当該チーム代表者の了解を得た後リーグ運営理事会に報告し承認された時点から選手として活動できる
- 表彰
- ・40リーグ  
優勝・準優勝・3位を表彰する
  - ・50リーグ  
優勝・準優勝を表彰する
  - ・60リーグ  
優勝を表彰する
  - ・70対抗戦  
優勝チームを表彰する
- 審判
- ・40~60リーグ戦

主審・副審は資格保有者がすること(無資格者の審判は認めない)  
主審はチーム内上級資格者とする  
3名の審判員(主審・副審2名)のいずれかがその職務の続行(ケガ等)が不可能になつた場合のみ交代を認める。交代の場合はその理由を必ず本部に報告する事  
主審、副審は審判服(シャツ + パンツ + ソックス)を必ず着用する事  
12月からは主審、副審は審判服(シャツ)のみで可とする

・70対抗戦

主審は資格保有者がする事  
副審についても資格保有者が望ましいが無資格でも可とするがルールを熟知している事  
主審は審判服(シャツ + パンツ + ソックス)を必ず着用する事

・違反した場合はシニア委員会リーグ運営理事会で懲罰を決定する

感 染 対 策 ・コロナウイルス感染対策

①参加者が以下の事項に該当する場合は試合に参加させない

- ・平熱を超える発熱がある。当日の体温が37.5度以上の人
- ・咳、のどの痛みなどの風邪の症状がある
- ・呼吸が困難になることがある
- ・関節痛のような症状がある
- ・だるさなどの倦怠感がある
- ・頭痛がある
- ・痰がでる
- ・下痢気味である
- ・臭覚や味覚の異常がある
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされる者との濃厚接触がある場合
- ・同居家族や身近な知人にコロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
- ・体調管理表に記載がない

②体調管理表を提出する事

- ・体調管理表

試合2～3日前にメールにて送付

提出フロー:チーム感染対策責任者→各カテゴリー感染対策責任者

試合当日 本部席に提出

試合当日の体調と体温を記入

③試合会場でのマスク着用は厳守する事

数回注意しても改善できない場合は感染防止対策がなされていないと判断し  
シニア委員会内役員会にて懲罰を決定する

- 懲 罰 (1)次年度リーグ戦出場資格の剥奪  
(2)始末書の提出  
(3)口頭注意  
(4)出場停止

用 具 ・選手の用具

- ・リーグ戦組合せで決められたユニフォーム((シャツ・ショーツ・ソックス)を着用する事
- ・シャツの前面・背面に参加申込の際に登録した選手番号を付けること。  
ショーツの選手番号については付けることが望ましい。
- ・ユニフォームへの広告表示については日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。
- ・ソックスの上にテープを巻く場合、そのテープ等の色はソックスの色と同じ色でなくてもよい。
- ・アンダーシャツの色は問わない。  
ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- ・アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。  
ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

そ の 他 1. 落雷の恐れがある場合は即刻試合を中断し安全な場所へ避難する

- 会場当番は審判と協議し試合開始時間の変更または中止を決定する  
(試合の成立は前半終了時点とする)
- 2.夏場熱中症の恐れがある気温の場合、会場当番が各チーム代表を招集し注意を喚起する事
  3. 飲水タイムについては、天候の状況を見て審判と会場当番で協議し決定する
  4. リーグ戦対抗戦に参加する者は、スポーツ傷害保険に加入していること  
また試合中の障害等に対する責務は一切負わない
  5. 試合を棄権した試合については0対5で負けとし、そのシーズンの最下位とする。  
但し試合を棄権しても審判としての割り当て試合は行う事とするが  
他チームに割り当て試合を依頼するのは可とする
  - 6.試合においてゲームキャプテンはキャプテンマークを着用の事
  - 7.リーグ戦対抗戦参加チームは年間試合計画の中で県リーグを最優先にすること  
県リーグ以外の試合出場により棄権の場合は最下位とする
  - 8.リーグ戦対抗戦中止決定方法
    - ①三重県下に大雨警報・暴風警報・暴風雨警報が発令された場合、中止とする  
(尾鷲市・熊野市は対象外とする)  
各リーグ運営責任者が警報情報を確認し対象チームに中止を連絡
    - ②大雨等でも警報が出されていない場合はリーグ戦対抗戦を開催するが  
会場が使用できない場合は中止とする  
当日、前半の会場当番が使用可能か会場事務所に確認する事  
使用できない場合は3試合目までのチーム及び運営責任者に連絡する事  
連絡を受けた運営責任者は4試合目からのチームに連絡する事
  - 9.リーグ戦対抗戦試合球の空気圧について
    0. 8気圧で統一する
  - 10.本部席必要人数
    - ・当番チームから若干名
    - ・審判が割り当てられているチームから1名(担当試合中のみ)
  - 11.リーグ戦対抗戦で事故(ケガ含)が発生した場合、当該チームから報告書を提出する事  
出フロー:チーム → 各年代リーグ運営責任者 → リーグ運営理事会理事長

以上